

平成23年生駒市教育委員会第8回定例会会議録

1 日 時 平成23年8月23日(火) 午前9時～午前10時28分

2 場 所 生駒市コミュニティセンター 401会議室

3 審査事項

- (1) 平成23年度(平成22年度対象)生駒市教育委員会の活動の点検及び評価について
- (2) 生駒幼稚園における預かり保育の拡大について
- (3) 生駒市郷土資料館新設準備検討懇話会報告書について
- (4) (仮称)郷土資料館改修工事基本設計について
- (5) 平成23年生駒市議会第5回(9月)定例会提出議案の意見について
- (6) 生駒市立学校医の委嘱について

4 出席委員

委員長 中井公人
委員 平本重次

委員(委員長職務代理者) 村田浩子
教育長 早川英雄

5 事務局職員出席者

教育総務部長	大津輪 幹 夫	生涯学習部長	長 田 二 郎
教育総務課長	峯 島 妙	教育指導課長	伊 東 英 治
学校給食センター所長	平 尾 嘉 宏	生涯学習課長	西 野 敦
施設管理課長(中央公民館長兼務)	上 埜 秀 樹		
南コミュニティセンター館長	中 井 啓 雄	北コミュニティセンター館長	吉 岡 治 彦
図書館館長	生 田 敏 史	スポーツ振興課長	中 田 和 也
教育総務課課長補佐	吉 岡 秀 高	教育指導課課長補佐	吉 村 茂
学校給食センター副所長	平 田 治 樹	生涯学習課課長補佐	今 野 敏 夫
図書館副館長	向 田 真理子	教育総務課庶務係長	松 田 悟
教育総務課(書記)	村 田 充 弘	教育総務課(書記)	松 井 恵

6 傍聴者 1名

午前9時 開会

○中井委員長：ただ今から、平成23年生駒市教育委員会第8回定例会を開催いたします。

~~~~~

○中井委員長：日程第1、前回及び前々回会議録の承認を議題といたします。  
会議録につきましては、別紙のとおり調製しておりますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、別紙のとおり調製することに決定いたしました。ご署名をお願いいたします。

《 署名 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第2、本日の定例会の会期及び会議時間の決定を議題といたします。

本日の定例会の会期は本日一日とし、会議時間を本日午前9時から午後5時までとすることを提案いたしますが、いかがでございますか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認め、第8回定例会の会期は本日一日とし、会議時間を午前9時から午後5時までとすることに決定いたしました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第3、諸般の報告について、各部庶務担当課長から報告を受けます。教育総務部について、教育総務課、峯島課長、お願いいたします。

《 教育総務課長 報告 》

○中井委員長：生涯学習部について、生涯学習課、西野課長、お願いします。

《 生涯学習課長 報告 》

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第4、報告第13号、平成23年度（平成22年度対象）生駒市教育委員会の活動の点検及び評価についてを議題といたします。

教育総務課、峯島課長から報告を受けます。

○峯島課長：日程第4、報告第13号、平成23年度（平成22年度対象）生駒市教育

委員会の活動の点検及び評価について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第6条第5号の規定によりご説明いたします。

本件につきましては、6月定例会で、教育委員会として自己点検を行っていただいたところでございます。その後、8月9日付けで外部委員の点検評価委員の方々から意見書の提出がありましたので、ご報告するものでございます。

なお、本日ご承認いただきましたら、速やかに9月市議会へ提出したいと考えておりましたが、取扱といたしましては、教育委員会からの報告として本会議の諸般報告の中で報告され、決算特別委員会の資料等になるものと考えております。

また、市民の皆様には、今後ホームページ等で公表したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中井委員長：仲埜先生、正田先生の両委員には、温かいお言葉とともに、ご自身の経験に基づいた大変貴重なご意見を頂戴いたしました。

学校教育につきましては、小学1年生の30人学級編制、学校図書館司書の全校配置、中学校の耐震化率100%等を評価していただきました。

また、生涯学習につきましては、旧生駒町役場庁舎を活用した郷土資料館についてご意見をいただいておりますが、こちらは事務局で着々と計画を進めていただいているようですので、引き続きよろしくお願いいたします。

何かご意見、ご質問等ございませんか。

○村田委員：学校訪問の際に、援助を要する児童・生徒がいると聞くことがありますが、小学校857人、中学校427人の児童・生徒に対して就学援助を実施していただいているということは、とてもありがたく思います。

○早川教育長：点検評価委員のお二人につきまして、まず、仲埜先生は、前回に引き続いての任命ということで、昨年度からの課題等につきましても、考慮していただきました。正田先生につきましては、今年度、初めて委員に就任されましたが、各課の取組について大変熱心にご確認いただき、細部まで点検していただきました。

点検評価委員の方々の意見を読ませていただきますと、中には指摘を受けた課題もありますが、概ね良い評価をいただけたように思います。

○中井委員長：ほかにございませんか。

それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

〈 異議なし 〉

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第4、報告第14号、平成23年度（平成22年度対象）生駒市教育委員会の活動の点検及び評価については、報告のとおり

り承認いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第6、報告第14号、生駒幼稚園における預かり保育の拡大についてを議題といたします。

教育総務部、大津輪部長から報告を受けます。

○大津輪部長：日程第6、報告第14号、生駒幼稚園における預かり保育の拡大について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第6条第5号の規定によりご説明いたします。

議案書の2ページから4ページをお願いいたします。

教育委員会におきましては、平成19年の2学期から、幼児教育の充実を図るため、公立幼稚園全9園におきまして、保育時間終了後に預かり保育を実施しております。

市民の就労希望が増加し、保育所での待機児童が増加している中で、市内中心部に位置する生駒幼稚園におきまして、保育教室を有効利用して、平成24年度の園児募集におきまして、保護者の就労理由に限り園区に関わりなく、預かり保育を拡大して実施するものでございます。

従来の実施内容の改正点につきまして、議案書3ページをお願いいたします。

預かり時間につきまして、現行は午後2時から午後4時までとしておりますが、改正後は午前8時15分から8時30分までの15分間と、保育終了後から午後5時までといたします。

預かり保育曜日につきましては、現行の月・火・木・金曜日の週4日から、改正後は土・日・祝日・年末年始を除く、月曜日から金曜日・長期休業中・日曜参観等の振替休園日といたします。なお、休園日の預かり時間は午前8時15分から午後5時までといたします。

通園区域につきましては、現行は園区限定としておりますが、改正後は保護者の就労理由に限りまして市内全域から園児を募集いたします。

預かり保育料につきましては、現行は1回あたり300円でございますが、長期休業中の預かり保育にかかる1年間の費用から算出したしまして、改正後は月極め預かり保育料を7,000円とし、1回毎の預かり保育料は従来通り300円とさせていただきます。

預かり保育を担当する講師の配置及び保育室のエアコン設置につきましては、予算措置をしていきたいと考えております。

また、預かり保育拡大の実施に当たりまして、幼稚園教諭及び指導主事等で構成する検討会を設置しておりまして、来年度からの円滑な実施に向け準備を進めております。

9月15日には、広報・ホームページによる募集要項を発表する予定でございます。

さらに、生駒幼稚園におきましては、来年度、園舎の耐震補強工事を予定しておりますが、安全面につきましても、十分配慮してまいります。

また、生駒幼稚園を除く8園につきましても、少子化時代の幼稚園におきまして、さ

らなる市民ニーズに応えるため、必要に応じまして、預かり要件の緩和及び預かり時間の延長も予定しております。

なお、本件につきましては、8月31日の生駒市議会全員協議会におきまして、報告させていただく予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、ご質問等ございませんか。

○村田委員：今回の預かり保育拡大によって、預かり保育希望者数はどのくらいになると見込まれますか。

○大津輪部長：通園区域を市全域と改正することで、生駒幼稚園以外の園区からの預かり保育希望者が増加する可能性がございますが、希望者数の予測は難しいところでございます。なお、希望者数に応じまして、講師の配置等の対応をする予定でございます。

○平本委員：従来の幼稚園教育への支障や、先生方への負担についてはいかがですか。

また、改正後の預かり保育は朝にも実施するということですが、午後の預かり保育までの時間は、どのように対応するのでしょうか。

○早川教育長：預かり保育担当の講師を雇用する予定ですので、幼稚園教育への支障等はないものと考えております。

また、午前と午後の預かり保育の間につきましては、通常の幼稚園教育を受けていただくこととなります。

○中井委員長：ほかにご質問等ございませんか。

それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第6、報告第14号、生駒幼稚園における預かり保育の拡大については、報告のとおり承認いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第6、報告第15号、生駒市郷土資料館新設準備検討懇話会報告書について、及び、日程第7、報告第16号、（仮称）郷土資料館改修工事基本設計についてですが、いずれも郷土資料館に関することでございますので、この2議案については、一括議題といたします。

それでは、生涯学習課、西野課長から説明を受けます

○西野課長： 日程第6、報告第15号、生駒市郷土資料館新設準備検討懇話会報告書について、及び、日程第7、報告第16号、（仮称）郷土資料館改修工事基本設計について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第6条第5号の規定により、別冊のとおりご報告するものでございます。議案書5、6ページ、別冊2、3、資料1をお願いいたします。

生駒の歴史文化の普及、児童・生徒をはじめ市民の皆様の郷土学習の拠点施設として、郷土資料館の開設に対する市民の皆様のニーズをいただいておりますが、新たに施設を建設するのは財政的に困難であるため、既存施設で適したものを検討しております。

その結果、旧生駒町役場庁舎であります中央公民館別館を本市の歴史文化を学ぶための郷土資料館として開設いたしたく、平成22年度予算を賜り、基本設計を進めてまいりました。

また、これと並行いたしまして、学識経験者、文化財の保護にご尽力いただいております団体からご推薦いただきました代表の方、公募市民を交えた「生駒市郷土資料館新設準備検討懇話会」を平成22年6月に設置し、作成いたしました基本設計もご参考にご意見をまとめられ、平成23年8月11日に意見書として、教育長に提出いただきました。

それでは、まず、（仮称）郷土資料館改修工事基本設計につきまして、簡単にご説明申し上げます。別冊3の2ページをお願いいたします。

生駒市中央公民館別館（旧生駒町役場庁舎）の概要ですが、計画地の所在地は、山崎町11番7号で、昭和8年に旧生駒町役場庁舎として竣工し、現在は中央公民館別館として、市民の皆様にご利用いただいております。

次に、3ページをお願いいたします。

改修方針でございますが、一部漆喰の剥落、内部は床下地の腐朽等の外部破損が見受けられ、建物の一部柱材に傾きが生じております。そのため、これらの修理を行います。

また、内部修理につきましては、使用に耐えられるものはできる限り残し、市民が利用しやすいようユニバーサルデザイン改修を行います。

次に、4ページをお願いいたします。

各部門の与件でございますが、必要な各室の概要は、展示機能と講習会などを行う集会機能の2つの柱となり、それを補完する保存、調査研究、管理といった機能に大別いたします。

まず、展示部門といたしましては、常設展示、企画展示に対応できる展示スペースを確保いたします。

保存部門といたしましては、民俗文化財や展示可能な土器、古文書などを収蔵、あるいは貴重品を保管するための収蔵庫（土蔵）を確保いたします。

調査・研究部門といたしましては、郷土史料、図書、報告書等の書架や閲覧スペースを確保し、さらに、出土遺物、古文書の整理等の作業スペースを確保いたします。

教育・普及部門といたしましては、ボランティアや体験学習のできるセミナースペースを確保いたします。

管理部門といたしましては、利用者・来場者の利便性を高めたオストメイト対応のトイレ設備等を完備し、車椅子専用駐車場を確保いたします。

以上のように、それぞれの部門の部屋の機能を持たせるために、次の5ページで、各室改修方針を示しております。

まず、現市民ホールを展示室に、控室を史料室や郷土情報室などに、また、土蔵を収蔵庫などに改修するものでございます。詳細につきましては、9ページの改修平面図に各室の計画間取りを表示しております。

次に、6ページをお願いいたします。

構造補強概要でございますが、平成21年度に実施いたしました耐震診断を参考に、壁などの増設による耐震補強工事のほか、劣化部分などの構造補強も必要であるとしております。

以上が、(仮称)郷土資料館改修工事基本設計の概要でございます。

引き続きまして、生駒市郷土資料館新設準備検討懇話会からいただきました報告書について、ご説明申し上げます。資料1、生駒市郷土資料館新設準備検討懇話会報告書(概要版)をもとに報告させていただきます。

まず、1ページ、第1章、郷土資料館新設までの経緯では、これまでの経緯を示され、厳しい行財政運営の中、市民が郷土愛を育み、未来の都市像を展望できる場の創出が必要であるとされ、郷土資料館の新設を望まれています。

次に、1ページ下段、第2章、資料館新設の試みでは、郷土資料館のコンセプトといたしましては、「過去・現在・未来 - 「いのち」ってつながっている」、「生駒山」、「源流 - 竜田川と富雄川から生まれた文化 -」、「道 - 街道と軌道 -」、「常に新しい試みに挑んできたまち」からの出発を目指しています。

次に、2ページから3ページ、第3章、資料館の機能～市民参加の資料館をめざして～では、「生駒の歴史文化に興味を持ち、学ぼうとする利用者のために所蔵している古文書や図書資料を閲覧できるようにし、また、市民や利用者が研究した成果を自由に投稿し、表現できる場を設けることも必要」、「生駒市の歴史文化の歩みがひと目でわかる常設展示は、ビジターや郷土学習を志す人々にとって不可欠で、そのために生駒とのつながりが深く、全国的にも有名な行基を展示のキーワードとしたり、貴重な展示品を展示するための設備を整えることも必要である」などのご意見をいただきました。

さらに3ページ、第4章、資料館の運営では、指定管理者制度の導入への課題として、「市民の理解を得ながら、経費抑制に努め、長期的、持続可能な、来館者が楽しめる施策を考えること」、「広く提案を集めることのできるプロポーザル方式で郷土資料館をにぎわいと文化財の保存が両立した良い施設にできる提案を得ること」、「文化財の取扱いなどを含めて、学術的にレベルの高い集団を選定すること」、「運営資金の収集を行うとともに、郷土を大切にしたいと思わせるような魅力的な施設にしていく努力が必要であり、市は運営に関わり資金面でのサポートを備える必要がある」などのご意見や、ほかにも、「資金確保は、「みんなで作る」ことをPRし、広範囲に収集する」、「資料館を「みんなのためにみんなで作る」ために、開館することをインターネットや広報、報道な

どで広く知らせ、市民にとって親しみやすい施策を実行していくこと」などのご意見をいただきました。

4ページ、第5章、基本設計に対しての意見では、「スペースが限られているため、可動式倉庫等を設置し収納力を向上させる」、「展示品への影響を考えた展示スペースを確保する」、「全体的なスペースの不足、作業体験室の利用方法、人の導線、排水等の建物への影響」などの課題を指摘されています。

最後に、4ページ、まとめにかえて～郷土資料館に寄せる夢～では、「子どもから高齢者、障がい者の方まで無理なく利用できるよう、設計から企画に至るまでユニバーサルデザイン仕様にするべきである」、「資料館で行われる企画や空間で、歴史文化という情報を通じて文化財に対する保護意識や地域愛、郷土愛が育まれる施設となるよう努めるべきである」と結び、県内で後発の博物館としてのスタートに市民の参画と利用でにぎわいのある施設の創出を提言していただきました。

以上を踏まえ、今年度は実施設計と新設運営資金の収集を始め、来年度の改修工事に向けて、準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、本2件の報告につきましては、今月31日の全員協議会におきまして、議会に報告させていただく予定をしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、ご質問等ございませんか。

○平本委員：この郷土資料館は、建物自体が文化財として保存すべき価値を有するので、そこに資料館をつくるには、大変なご苦勞があったことと思います。

資料館のソフト面についてですが、資料館として、市民に郷土愛を育てていただくためには、テーマを持った資料館にしていだきたいと思っております。例えば、行基、湛海律師と宝山寺、平城京別荘地と万葉集のようなテーマを設け、市民の方々が資料やインターネットを活用し、自主的に歴史を学んでいただけるような施設にしていだきたいです。

○西野課長：ご意見ありがとうございます。懇話会でも同様のご意見をいただきまして、別冊2の19ページ、第6節、情報発信に掲載しております。平本委員がおっしゃるように、郷土を知る情報発信の拠点施設としての資料館を設置してまいりたいと考えております。

○中井委員長：ほかにご質問等ございませんか。

それでは、本案につきましては、報告のとおり承認いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第6、報告第15号、生駒市郷土資料館新設準備検討懇話会報告書について、及び、日程第7、報告第16号、（仮称）郷土資料館改修工事基本設計については、報告のとおり承認いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第8、議案第15号、平成23年生駒市議会第5回（9月）定例会提出議案の意見についてを議題といたします。

まず、生駒市生涯学習施設条例の制定について、施設管理課、上埜課長から説明を受けます。

○上埜課長：日程第8、議案第15号、平成23年生駒市議会第5回（9月）定例会提出議案の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めるものでございます。

まず、私から、生駒市生涯学習施設条例の制定について、ご説明いたします。

議案書の8ページから20ページをお願いいたします。

本条例につきましても、公民館においてこれまで社会教育法で制限を受けておりました政党等の政治活動や営利事業での使用が国への届出により可能となり、ほかの市内生涯学習施設（公民館、コミュニティセンター、市民ホール、芸術会館）とともに使用条件が同一となりますことから、これまで別々に定め、分かりにくくなっておりました「生駒市公民館条例」、「生駒市市民ホール条例」、「生駒市コミュニティセンター条例」、「生駒市芸術会館条例」を一つに統合するとともに、現在進めております指定管理に関する条項を備えた新たな条例の制定をお願いするものでございます。

内容につきまして、ご説明いたします。

まず、第1条と第2条で生涯学習施設の設置とその施設の名称と位置をうたっております。

次に、第3条では、前条に記載しております生涯学習施設は教育委員会が管理するとしております。

また、第4条から第7条にかかけましては、指定管理者についてうたっております、第4条で、生駒市コミュニティセンター以外の、生涯学習施設の管理は、指定管理者に行わせるものとしております。そして、第5条で指定の手続、第6条で管理の基準、第7条で業務の範囲を定めております。

次に、第8条から第11条にかかけましては、使用の許可等についてうたっております、第8条の使用許可では、施設を使用しようとする者は、生駒市コミュニティセンターについては教育委員会の、その他の施設については指定管理者の許可を受けなければならない、としております。

また、第9条では、「公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき」等については、使用許可をしない、と使用制限を設け、第10条で使用許可の取消し等を、第11条で本市等の免責を定めております。

次に、第12条から第15条にかかけましては、使用料と利用料金等についてうたっております。

おります。

なお、「使用料」と「利用料金」との違いでございますが、直営等の施設（生駒市コミュニティセンターと中央公民館南別館）の使用に係る料金で、市に収入するものを「使用料」とし、利用料金制を取る指定管理施設（生駒市コミュニティセンター、中央公民館南別館以外の施設）の使用に係る料金で、指定管理者に収入するものを「利用料金」としています。

第12条では、生駒市コミュニティセンターと中央公民館南別館の使用許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない、としております。

なお、使用料は「別表第1」に定めておりまして、現在の使用料と同額で、変更等は行っておりません。

また、第13条では、利用料金制を取る指定管理施設（生駒市コミュニティセンターと中央公民館南別館以外の施設）の使用許可を受けた者は、利用料金を納付しなければならない、としておりまして、利用料金は、「別表第2」に定める現在の使用料の金額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める、としております。なお、「使用料」、「利用料金」とともに営利目的での使用は2倍に、市外の者の使用は1.5倍に、市外の者で営利目的での使用は3倍の額としております。これにつきましても、これまでと同様でございます。

次に、第14条では、「使用料等の減免」について、第15条では、「使用料等の還付」についてうたっております。

次に、第16条では、使用者は施設を使用する権利を譲渡等してはならない、と「権利の譲渡等の禁止」をしております。

また、第17条で使用に際し、特別な設備を使用するときは、許可を受けなければならない、とするとともに、第18条で施設使用後は原状回復しなければならない、と「原状回復義務」を定めております。

そして、第19条では、「公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者」等に対しては、入館を拒否し、退去を命ずることができる等の「入館の制限」を定めております。

また、第20条では、使用者が施設等を破損等したときは、原状回復し、または、損害を賠償しなければならない、と「損害の賠償」を定めております。

次に最後の、第21条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項については、それぞれ規則で定める、として規則に委任しております。

なお、附則で、条例の施行につきましても、平成24年7月1日とするとともに、指定管理者の指定の手続に関する行為は、条例の施行前においても行うことができる、としております。

また、この条例の施行にあわせまして、これまでの生駒市公民館条例、生駒市市民ホール条例、生駒市コミュニティセンター条例、生駒市芸術会館条例につきましても、廃止させていただくこととしております。

以上、条例についての説明をさせていただきましたが、本条例の施行に伴いまして、中央公民館等の公民館が社会教育法第23条に基づく使用許可の制限がなくなることか

ら、県からの指導により、「公民館」という名称が使用できなくなってまいります。

そうしたことから「生駒市中央公民館」、「生駒市中央公民館南別館」、「生駒市鹿ノ台地区公民館」の3館につきましては、公募により名称を決めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○中井委員長：続きまして、生駒市歴史文化基金条例の制定について、生涯学習課、西野課長から説明を受けます。

○西野課長：引き続きまして、生駒市歴史文化基金条例の制定について、ご説明させていただきます。

議案書の21ページから22ページをお願いいたします。

本条例につきましては、文化財保全の気運を高め、市民の皆さまと共に文化財の保全等を推進していくため、本市の歴史文化を愛する多くの方々に寄附等をお願いし、その財源を、現在、設置に向け進めております資料館の建設や運営、また文化財の保全や歴史文化の普及のための事業資金の一部に充てるため、「歴史文化基金」を設置させていただきたく、条例の制定をお願いするものでございます。

内容につきましては、まず、第1条で基金の設置についてうたっております。

第2条では、積立てについてうたっております。基金として積み立てる額は、1つ目に、基金への積立てを指定した寄付金の額、2つ目に、歴史文化の普及に資する資料の売払いによって生ずる収益金の額、3つ目に、文化財の保全等の目的を達成するための事業によって生じた収益金の額を積立てることとしております。

次に、第3条では、基金の管理について、第4条では、基金の運用益の処理について、第5条では、繰替運用についてうたっております。

そして、第6条で基金は設置目的の財源に充てる場合に限り、処分することができるとし、最後の第7条でこの条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めることとしております。

なお、この条例につきましては、平成23年10月1日から施行させていただきたく、考えております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○中井委員長：続きまして、生駒市スポーツ振興審議会条例及び生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、スポーツ振興課、中田課長から説明を受けます。

○中田課長：引き続きまして、生駒市スポーツ振興審議会条例及び生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

議案書の23ページから24ページをお願いいたします。また、新旧対照表につきましては、資料2をご参照ください。

本条例につきましては、スポーツ振興法に基づく市町村のスポーツの振興に関する重要事項を調査、審議する機関でございまして、平成23年6月24日付けでスポーツ振興法が改正され、新たに、スポーツ基本法が公布されたことに伴い、スポーツ審議会の名称等が改定されることから、生駒市スポーツ振興審議会条例等の一部を改正するものでございます。

次に、条例の改正内容でございしますが、資料2、新旧対照表をお願いいたします。

まず、条例の題名につきましては、「生駒市スポーツ振興審議会条例」を、「生駒市スポーツ推進審議会条例」に改めます。

次に、第1条中、「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条」に、「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改め、第2条中「スポーツ振興法第4条第4項及び第23条」を「法第35条」に、「振興」を「推進」に改め、第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として「法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。」を加えるものでございます。

次に、第4条におきましては、「及び関係行政機関の職員」を、「関係行政機関の職員その他教育委員会が必要と認める者」に改めるものでございます。

また、生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、同条例の別表中、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。

最後に、附則についてご説明いたします。

施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものといたします。

経過措置といたしまして、改正前の「生駒市スポーツ振興審議会条例第4条の規定により委嘱されている委員」につきましては、改正後の「生駒市スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱された委員」とみなすとともに、委員とみなされた者の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、旧委員としての任期といたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○中井委員長：続きまして、平成23年度生駒市一般会計補正予算（第2回）について、各担当課から説明を受けます。

まず、教育総務課、峯島課長、お願いします。

○峯島課長：平成23年度生駒市一般会計補正予算（第2回）の教育総務部所管分のうち、教育総務課に関連するものにつきまして、ご説明を申し上げます。

この度の補正につきましては、小学校、中学校及び幼稚園の施設整備につきまして、老朽化並びに破損等により、安全のために緊急を要する工事及び備品購入のため増額補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき説明いたします。

歳出につきまして、資料3、2ページ下段、款 教育費、項 小学校費、目 小学校施設整備費でございますが、節 工事請負費といたしまして、生駒北小学校体育館のパラペット改修工事、あすか野小学校体育館の屋根改修工事、生駒東小学校プールろ過機取替工事、俵口小学校受水槽取替工事及び正門門扉取替工事の工事請負費で、38,400千円、また、節 委託料といたしまして、これらの工事のうち、生駒東小学校プールろ過機取替工事を除く4つの工事の設計を外部委託するための設計委託料で、2,500千円、計40,900千円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、3ページ上段、同じく教育費の、項 中学校費、目 中学校施設整備費では、節 工事請負費といたしまして、緑ヶ丘中学校鉄骨階段床改修工事の工事請負費で800千円及び節 委託料といたしまして、大瀬中学校中庭改修工事設計業務委託料で700千円、計1,500千円の増額補正を行うものでございます。

なお、大瀬中学校中庭改修工事につきましては、中庭をより有効活用できるよう改修方法について学校関係者と協議したうえで設計業務を委託し、来年度に工事を実施したいと考えております。

続きまして、3ページ中段、款 教育費、項 幼稚園費、目 幼稚園施設整備費では、節 工事請負費として、生駒幼稚園プール防水工事及びあすか野幼稚園渡り廊下屋根改修工事の工事請負費で7,200千円の増額補正を行うものでございます。

また、節 備品購入費として、老朽化した幼稚園通園バスの買替を行うため、バス2台分の購入費用として9,260千円及び節 役務費として、手数料（リサイクル料）50千円と自動車保険30千円の計80千円及び節 公課費として、自動車重量税60千円の増額補正を行うもので、幼稚園施設整備費としましては、計16,600千円の増額補正でございます。

以上が、教育総務部所管分のうち、教育総務課関連の補正予算でございます。

よろしく願いいたします。

○中井委員長：続きまして、施設管理課、上埜課長、お願いします。

○上埜課長：施設管理課の補正予算についてご説明いたします。

資料3、3ページをお願いいたします。

款 教育費、項 社会教育費、目 公民館費でございます。

補正前の額（170,396千円）に900千円を追加し、171,296千円に増額補正をお願いするものでございます。

これにつきましては、鹿ノ台地区公民館の1階図書室及び2階大集会室におきまして雨漏りが発生しておりますことから、外壁漏水改修をさせていただきたく需要費の修繕料で900千円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、4ページ上段、款 教育費、項 社会教育費、目 南コミュニティセンター費でございますが、これにつきましては、生駒市環境政策課が主として担当してお

りますので、この場での説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中井委員長：続きまして、生涯学習課、西野課長、お願いします。

○西野課長：引き続きまして、同じく資料3の3ページをお願いいたします

まず、款 教育費、項 社会教育費、目 文化財保護費でございます。

補正前の額（23, 365千円）に500千円を追加し、23, 865千円に増額補正をお願いするものでございます。

これにつきましては、現在、設置に向け進めております郷土資料館の建設や運営、また文化財の保全や歴史文化の普及等に、市民の皆さま方に温かい寄附をお願いし、本議会に提案させていただいております「生駒市歴史文化基金」へ積み立てをさせていただきたく積立金で500千円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、1ページ上段、款 寄付金、項 寄付金、目 教育費寄付金の500千円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中井委員長：続きまして、学校給食センター、平尾所長、お願いします。

○平尾所長：最後に、学校給食センターの補正予算についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、安定した給食の実施を確保するため、老朽化しております設備機器及び厨房機器について維持修繕工事を行うとともに、経年劣化しております給食用食缶の買替及び備品の購入を行うため、増額補正を行うものでございます。

同じく資料3、4ページ中段をお願いいたします。

款 教育費、項 保健体育費、目 学校給食センター運営費でございます。

まず、節 需用費につきましては、消耗品費といたしまして、給食用食缶を購入するため、1, 166千円、修繕料といたしまして、冷蔵庫及び冷凍庫の冷却ユニット、食器洗浄機、食缶搬送コンベア等の厨房機器の修繕を行うため、2, 093千円を計上しております。

次に、節 工事請負費につきましては、ボイラー室から調理場までの外配管ペンキ塗替工事、給湯循環用ポンプ増設工事、食材検収室シャッター取替工事のため、3, 000千円を計上しております。

最後に、節 備品購入費につきましては、汚水処理施設用薬液注入ポンプ及び備品収納用コンテナ購入のため、1, 276千円を計上しております。

以上が、目 学校給食センター運営費に係ります補正予算でございます。計7, 535千円の増額補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問等ございませんか。

それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第8、議案第15号、平成23年生駒市議会第5回（9月）定例会提出議案の意見については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：続きまして、日程第9、議案第16号、生駒市立学校医の委嘱についてを議題といたします。

教育総務課、峯島課長から説明を受けます。

○峯島課長：日程第9、議案第16号、生駒市立学校医の委嘱について、ご報告申し上げます。

本件につきましては、緑ヶ丘中学校の学校医、朝倉晃氏から辞任の申し出がありましたことを受けまして、生駒市医師会から推薦がありました石井禎暢氏に9月1日付で委嘱することにつきまして、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号の規定により議決を求めるものでございます。

なお、今回の委嘱の任期につきましては、前任者の残任期間の平成25年3月31日まででございます。

ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○中井委員長：ただ今ご説明いただきましたが、皆様から何かご質問等ございませんか。それでは、本案につきましては、原案のとおり可決いたすことにご異議ございませんか。

《 異議なし 》

○中井委員長：ご異議なしと認めます。よって日程第9、議案第16号、生駒市立学校医の委嘱については、原案のとおり可決いたすことに決しました。

~~~~~

○中井委員長：本日の審議事項は以上でございますが、ほかに連絡事項等ございませんか。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。

~~~~~

午前10時28分 閉会